【 テレワーク等の実施状況の公表にかかる周知・働きかけにかかるQA 】

|  |
| --- |
| Ｑ１．今回のテレワーク等の実施状況の公表にかかる周知・働きかけの趣旨は |

Ａ．新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針において、感染防止のためにテレワーク等の取り組みの促進の徹底が掲げられていることを踏まえ、国から都道府県に対し、経済団体及び企業等に対する出勤者数の削減に関する実施状況の公表についての周知・働きかけの依頼があった。

　　本県においても、テレワーク、ローテーション勤務の推進等を推進していることから、県内の経済団体及び企業等に対し、テレワーク等の推進はもとより、各企業・団体の取り組みを公表することを周知・働きかけることとした。

|  |
| --- |
| Ｑ２．テレワーク等の推進をしないことによる罰則等はあるのか。 |

Ａ．本県としては、緊急対策において、「出勤者7割、20時以降の勤務を抑制するなど具体的な対策を改めて徹底」「テレワーク、ローテーション勤務の推進」「職場におけるぎふコロナガードを活用した感染症防止対策の徹底」への協力依頼をしているところ。

テレワーク等の推進については、特措法に基づかない任意のお願いであり、協力いただけないことによる不利益等はない。可能な限り協力いただきたい。

|  |
| --- |
| Ｑ３．テレワーク等の実施状況をホームページで公表しないこと、経済産業省の公表サイトに登録しないことに対する罰則等はあるのか。 |

Ａ．これらについても任意のお願いであり、公表・登録いただけないことによる不利益等はないが、可能な限り協力いただきたい。

|  |
| --- |
| Ｑ４．重点措置区域（２２市町）以外も実施すべきか。 |

Ａ．テレワーク等の推進は、緊急対策において、感染防止の推進のために県全域に協力を呼びかけているところであり、可能な限り協力いただきたい。

|  |
| --- |
| Ｑ５．テレワークの推進等にかかる他企業の具体的な取り組み事例は。 |

Ａ．総務省がホームぺージで公表している「テレワークマネージャー相談事例集」等を取り組みの参考とされたい。また、５月２７日の国事務連絡においても、各社の具体的な実施状況の記載があるため、取り組みの参考とされたい。

|  |
| --- |
| Ｑ６．テレワーク等の推進に関し、県の補助制度等はあるのか。  |

Ａ. 県独自の制度はないが、経済産業省の「IT導入補助金」、厚生労働省の「人材確保等支援助成金（テレワークコース）」が活用できる可能性があるので、適宜検討願いたい。

　　○IT導入補助金：

https://www.it-hojo.jp/

　　○人材確保等支援助成金（テレワークコース）：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/telework\_zyosei\_R3.html

|  |
| --- |
| Ｑ７．公表・登録結果はどのように活用されるのか。 |

Ａ． 経済産業省のホームページによれば、各企業が登録した項目は取りまとめたうえで経済産業省のホームページにおいて公表されるとともに、就職支援事業等と連携して幅広く周知されるとのこと。

|  |
| --- |
| Ｑ８．５月１５日のまん延防止等追加対策におけるテレワーク等の推進の取り組みの内容は。 |

Ａ．経済団体に対しては、５月１５日のまん延防止等追加対策において、法第２４条第９項に基づき、加盟企業に以下の内容を積極的に働きかけるよう要請した。

　・ 接触機会の低減に向け、在宅勤務（テレワーク）や、出勤が必要となる職場でも

ローテーション勤務をさらに徹底すること

　・ 企業ごとに在宅勤務等の実施状況をホームページ上で積極的に公表すること

　　経済団体に対する要請ではあるが、各企業におかれても、要請の趣旨を鑑み、ご協力願いたい。

|  |
| --- |
| Ｑ９．公表フォーマットに沿った公表を行わなければならないのか。 |

Ａ．国からは、テレワーク等の実績の公表にかかる記載方法等が企業によってばらばらであり、一部には目標や実績等の記載がないものもあったことから、今般作成した公表フォーマットに沿って公表してほしい旨依頼があったところ。

　　各企業におかれては、本フォーマットを参考にしながら、テレワーク等の実施状況についてわかりやすく適切に公表いただければ幸い。